

知事所轄法人に対する学校法人会計基準上の特例

別添

科目と附属表		愛知県所轄法人		備考
		高校を設置しない法人(注1)	高校を設置する法人	
資金収支計算書				
科目	教育研究経費と管理経費を区分せず、経費として計上すること	可	可	
	備品につき教育研究用と管理用を区分しないこと	可	可	
附属書類	人件費内訳表	省略不可	省略不可	
	活動区分資金収支計算書	省略可	省略可	
	資金収支内訳表	省略可 他部門(保育園等)を有す法人を除く	省略可 2以上課程を置く高校を除く	単設校設置法人に限る 複設法人は内訳表作成要
事業活動収支計算書				
科目	教育研究経費と管理経費を区分せず、経費として計上すること	可	可	
附属書類	事業活動収支内訳表	省略可 他部門(保育園等)を有す法人を除く	省略可 2以上課程を置く高校を除く	単設校設置法人に限る 複設法人は内訳表作成要
貸借対照表				
科目	備品につき教育研究用と管理用を区分しないこと	可	可	
	4号基本金を組入れないこと	可	不可	
	徴収不能引当金の計上	省略可	省略不可	
附属書類	固定資産明細表	省略不可	省略不可	
	借入金明細表	省略不可	省略不可	借入金がある法人の場合
	基本金明細表	省略可	省略不可	

(注1) 「高校を設置しない法人」とは会計基準の規定上は幼稚園のみを設置する法人を指していますが、専修学校・各種学校のみを設置する法人においても、これに準じて対応されるようお願いいたします。

知事所轄法人に関する特例

別表

科目と附属表		知事所轄法人		学校法人会計 基準上の根拠	備考
		高校を設置しない法人等*1	高校を設置する法人		
資金収支計算書					
科目	教育研究経費と管理経費を区分せず、経費として計上すること	可	可	別表第一(注)	
	備品につき教育研究用と管理用を区分しないこと	可	可		
附属表	人件費内訳表	省略不可	省略不可		
	活動区分資金収支計算書	省略可	省略可	第37条	
	資金収支内訳表	省略可 他部門(保育園等)を有す法人を除く	省略可 2以上課程を置く高校を除く	S48年通知*2	単設校設置法人に限る 複設法人は内訳表作成要
事業活動収支計算書					
科目	教育研究経費と管理経費を区分せず、経費として計上すること	可	可	別表第二(注)	
附属表	事業活動収支内訳表	省略可 他部門(保育園等)を有す法人を除く	省略可 2以上課程を置く高校を除く	S48年通知*2	単設校設置法人に限る 複設法人は内訳表作成要
貸借対照表					
科目	備品につき教育研究用と管理用を区分しないこと	可	可	別表第三(注)	
	4号基本金を組入れないこと	可	不可	第39条	
	徴収不能引当金の計上	省略可	省略不可	第38条	
附属書	固定資産明細表	省略不可	省略不可		
	借入金明細表	省略不可	省略不可		借入金がある法人の場合
	基本金明細表	省略可	省略不可	第37条	

*1 専修・各種学校のみを設置する法人を含む

*2 「都道府県知事を所轄庁とする学校法人における学校法人会計基準の運用について」(昭和48年2月28日付け文部省管理局长通知)